

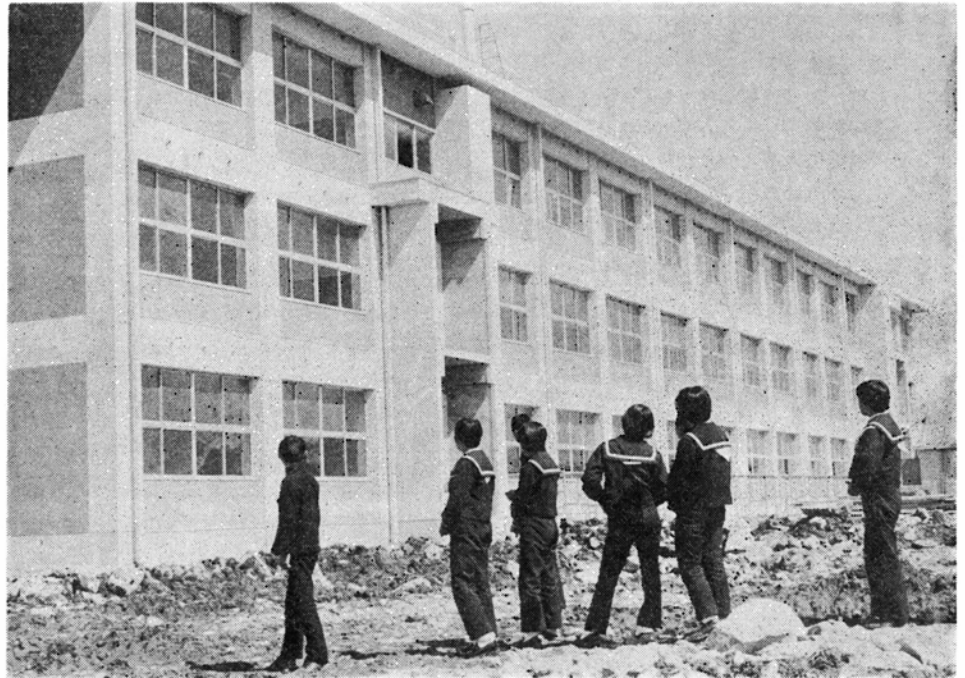
発 行
福井県大野市天神町1番1号
大 野 市 役 所
電話(代) 6-1111
郵便番号 912
印刷 松浦印刷所



2月の人口の動き

出生	男 33	女 30	計 63
死亡	〃 16	〃 15	〃 31
転入	〃 40	〃 38	〃 78
転出	〃 58	〃 51	〃 109
世帯数	10,060(前月± 0)		
人 口	42,729(前月+ 1)		
男	20,476		
女	22,253		

一年生から
私は陽明ぼくは開成
新通学区域を適用



昨年4月1日に発足した陽明・開成の両中学校は、4月に入学する1年生から六間通りを境にほぼ南北に二分した新しい通学区域を適用し、名実ともに統合中学校として歩み出します。

3月定例会議会で、「学校設置条例」の一部が改正され、開成中学校小山教場、陽明中学校乾側教場は、4月1日でなくなり。したがって開成中学校は有終

教場を唯一の校舎として、また陽明中学校は新校舎を中心に一部下庄教場を活用して勉強することになります。

新通学区域を適用すると、1年生は開成中学校が276人、陽明中学校が257人になります。2・3年生は学校を変わることなく、そのまま進級します。

陽明中の第一期工事完成
開成中建設に基金を積立て

陽明中学校の第一期工事が完成し、生徒たちは新年度から新しい校舎で勉強できる、と心待ちにしています。

完成した普通教室校舎は、鉄筋コンクリート3階建て、延べ2,440平方メートル、工費は1億235万円かかりました。普通教室が19、特殊教室が2つあります。

47年度では第2期工事として、鉄筋コンクリート3階建ての特別教室校舎や別棟で給食室などを建設します。3月議会で一部48年度にわたって建設することを議決され、両年度で延べ3,100平方メートル、

1億5,038万円の工事を予定しています。さらに48年度では体育館を建設し、全工事を完成させる計画です。

一方、開成中学校の建設に備えて「基金設置条例」が定められました。毎年2,000万円以上を積み立てる内容で46年度から適用し、まず同年度で2,000万円を積み立てします。

こうして、学校規模を適正化し、教育効果を高める統合計画を進めています。

松丸分校 100年目に廃校

「学校設置条例」の一部改正で、阪谷小学校松丸分校は4月1日で廃校になり、明治6年創設以来、100年目の校史を閉じます。

この分校校下の児童は年々減って、3月には1・2・3年生を合わせて22人となりました。新年度からは本校へ通って勉強します。

(写真は 完成した陽明中学校舎)



市長、施政方針を説明

将来の布石と当面の課題を解決

市民とともに力強い前進を

昭和47年度の市の事業やそれに必要な予算を決める3月定例会は3月10日から22日まで開かれ、「昭和47年度一般会計予算案」など全部で36議案を審議し、いずれも原案どおり決まりました。また、議会初日には、市長が47年度の施政方針を説明、「人間尊重、社会福祉と教育文化の充実した明るいまちづくり、美しい自然環境、地域性を生かした産業開発による豊かなまちづくり、近代的都市への脱皮を目標とした魅力ある新しいまちづくりのための諸施策を強力に推進したい」と基本的な考え方を明らかにしました。施政方針のあらましをご紹介します。

財政再建も市民の絶大なご協力により本年度で完了できますことは、大きな喜びです。46年度では総額5億7,100万円にのぼる建設事業を実施できました。

また、大野・勝山地区広域市町村圏の振興計画もできあがり、今後、2市1村が協力して、計画実現に取り組む運びになりました。

しかし、青年層の大都市への流出、それに伴う産業人口の老齢化問題、農業・繊維産業などの構造改善の問題など、数多くの問題が山積しています。これらの課題解決が私の使命であり、このための諸施策を市民のみならずとともに強力に推進していく考えであります。

しあわせと、うるおいのある まちづくり

教育環境の整備と福祉対策を強化

真に人間性あふれる市民生活を築くには、時代にふさわしい教育環境の整備とその内容充実、また、福祉対策を強化しなければなりません。

- ① 教育効果をあげるために、▷学校規模の適正化をはかる。中学校に続いて、小学校の整備計画をたて、その対策を考える。
- ② 家庭教育・社会教育を振興するために▷各種学級講座の開設と公民館の利用を促進する▷社会教育関係団体の育成▷文化的行事の開催▷体育行事の開催とスポーツの生活化をはかる▷総合体育施設の計画樹立。
- ③ 福祉施設の充実と心豊かに暮らせる社会環境をつくるために▷老人家庭奉

仕員の設置▷老人クラブの育成▷老人医療対策▷老人が趣味やレクリエーションに親しめる施設の早期実現▷児童館の充実▷チビッコ広場の設置など。



施政方針を説明する市長

新しい産業基盤づくり

農林業・商工業の近代化を促進

市の発展のためには、新しい産業基盤づくりが最も必要であります。

- ① 生産性の高い近代的農業へ転換するために▷土地基盤整備事業を推進し、その上に農業構造改善事業を取り入れ、米作農業の近代化をはかる▷経営規模の拡大を促進、請負耕作制度の普及▷共同化を促進して機械の効率化をはかる▷畜産生産団地の育成と自給飼料の基盤を確立▷野菜生産団地の育成と市場開拓。
- ② 森林資源の保全と活用をはかるために▷公共資金による造林対策の強化▷森林組合と協力して、山林労務者の優遇対策を強化▷特産物の育成や林道の開発。合わせて森林資源の観光利用を考える。
- ③ 商工業の振興のために、▷繊維産業

については、国や県に救済対策を要請。
▷共同化、近代化のため金融対策を強化▷商工団体とともに商店の近代化と魅力ある商店街づくりに努力する▷工場誘致、農村工業の開発などで新規産業を育成し、産業構造の改革をはかる。

近代的な都市づくり

市民の安全と健康を基本に

都市づくりの基本は、市民が安全で健康な生活をいとめる都市環境をつくることとその施設の整備であります。

- ① 住みよい生活環境をつくるために、▷土地区画整理事業の推進▷用途地域の改定による建築物の規制▷バイパス道路の建設による市街地交通の緩和。▷下水路の早期整備▷下水道建設の推進▷真名川ダムに関連しての水資源の確保▷上水道の建設計画。
- ② 雄大な自然を生かした観光対策のために▷道路整備と宿泊施設の整備。▷国・県・近隣市町村と協力し、広域的な観光開発の推進。

盆地性から脱却

交通網の整備を重点に

盆地性から抜け出し、魅力ある地方都市として発展するには、道路など交通網の整備は欠かせません。

- ① 道路交通網を整備するために、▷越美線の全通促進▷大野墨俣線の改良と国道昇格の促進▷北陸産業道路の新設促進など。特にこの道路・交通対策には全政治力を傾ける覚悟であり、近隣市町村を結ぶ交通網の整備と、それに主要観光地を結ぶ観光道路を有機的に連結して地域社会の発展に一層努力する。
- 本年度はこれらの課題をふまえ激動する社会に対応して、重点的に解決してゆきたいと考えています。

成人大学の学生募集

市民の学習の場へどうぞ。

〔資格〕 大野市民で20歳以上の人なら性別を問わずどなたでも。

〔申込〕 官製ハガキに「成人大学入学希望」、氏名・住所・年齢・職業を書き大野市天神町1の1、大野市教育委員会内の成人大学係へ。

〔締め切り〕 4月15日(土)

条例
関係

ゴミを少なくする努力を 清掃条例など全面改正

「大野市廃棄物の処理および清掃に関する条例」が新しく定められ、新年度からスタートします。

新条例では、ゴミを産業廃棄物と一般廃棄物に分けて処理基準を定めたこと、事業者や一般家庭の責任と義務をはっきりさせたことなどが特徴です。

■…事業活動で出たゴミは

事業者が処理することに

事業者は、事業活動で出たゴミを、自分の責任で適正に処理しなければなりません。また、①ゴミを再生利用したり、製品の大げさな包装をさけるなどしてゴミ量を減らすこと。②物の製造・加工・販売などの過程で容器などがゴミになった場合は回収すること、に努めなければなりません。

■…普通のゴミもなるべく自分で処理し 市の収集に協力することに

家庭・商店・事業者（土地・建物の占有者）は、普通のゴミの処分について次

細川氏が人権擁護委員に

細川勉氏（下唯野・63歳）が、3月15日付けて法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

2年短縮47年度で終了

財政再建計画

総額3億4,918万円の赤字を解消するため、昭和42年度から49年度までの8カ年におよぶ財政再建計画をたて努力してきましたが、市民のみなさんご協力と効率的な財政運営によって2カ年短縮し、47年度で終了できることになりました。

こんどの議会でこの計画変更が承認され、47年度では残る5,349万円を解消することになっています。

スマイル

「メートル法記念日」

あなたは、晩酌は0.36ℓですよ

—教育ママ

コーナ

のように市の収集に協力してください。

①簡単に処分できるゴミは自分で処分するように努める。②自分で処理できないゴミは種別ごとに別々の容器に入れ、決められた場所へ出す。

このほか、④公の場所で印刷物を配った人、また配らせた人は、すぐに清掃しなければならない。⑤土木・建築などの工事をする人は、工事のために出た土砂・ガレキ・廃材などを適正に処理しなければならない、と定めてあります。

■…区分けが必要なもの

①有毒性物質を含むもの。②悪臭のひどいもの。③危険性のあるもの。④容積重量の大きいものなど。少なくとも、危険物と燃えるもの、燃えないものに分けてください。

■…手数料がいるもの

量や処理方法によって金額はちがいますが、次の場合は手数料がかかります。

- ①、動物の死体
- ②、市が処理する一部の産業廃棄物
- ③、事業活動で出た一般廃棄物
- ④、①特別収集 ① 1回の収集量が20～30規の大きいゴミ ②不燃物
- ⑤、し尿の汲取り、18ℓにつき28円（これまでと変わりません）

市民税約1,400万円を減税

47年度から標準税率に

「大野市税賦課徴収条例」の一部が改正され、個人市民税の税率を標準税率に引き下げるほか、均等割額も年額300円から200円に改めます。これを適用するのは47年度からで、この減税額は約1,400万円と計算しています。

個人市民税の税率は45年度から毎年0.1倍ずつ引き下げ、これで他市町村と同じ標準税率になったわけです。

また 軽自動車税の課税対象が一部変わり、小型特殊自動車の中に「農耕作業用（乗用自脱型コンバインを含む）、年額600円」が加わりました。

◇…議員・特別職の報酬等を改正

特別職報酬等審議会の答申にそって次のように改正されました。月額。47年4月1日から実施。

▷議長6万円 ▷副議長5万5,000円
▷議員5万円 ▷市長18万円 ▷助役14万5,000円
▷収入役13万円 ▷教育長12万円。このほか、監査委員、選挙管理委員など非常勤特別職委員の報酬なども平均20%引き上げられました。

◇…転入手数料らを無料に

「手数料徴収条例」の一部が改正され次の手数料は4月1日から無料になります。（ ）内はこれまでの手数料。

転入（50円）、世帯新設（50円）。市

内異動のうち阪谷・五箇地区と他の地区にまたがる転居証明（20円）。

◇…外国人も国保の被保険者に

「国民健康保険条例」の一部改正で、大野市内に住所がある ①大韓民国 ②朝鮮の人（世帯員を含む）は、4月1日から国民健康保険に加入の道が開けました。

◇…お城の入館料大人50円に

「郷土歴史館等入館料徴収条例」の一部改正で、4月1日からお城の入館料が変わります。▷高校生以上の大人50円、▷小・中学生は30円、▷30人以上の団体は半額。歴史館の入館料は変わりません。

◇…五箇診療所を廃止

上打波（桜久保）にある五箇診療所は昭和25年に開設してから22年間、五箇地区の人々の健康を守ってきましたが、看護婦を求められないことなどから運営できなくなり、廃止することになりました。

今後この地区へは県の嘱託医の先生に巡回診療していただくことになり、建物はそのまま利用します。

◇…都市計画税は新用途地域内に

「市税賦課徴収条例」の一部改正で、都市計画税の課税区域は、新用途地域内になりました。47年度からは、新用途地域内にある家屋・土地の所有者に対して都市計画税がかかります。

住みよいまちづくりに向かって前進

昭和47年度当初予算20億円をこえる

福祉の充実と産業振興などを重点に

昭和47年度の当初予算は、昨年より22億多い総額20億8,430万1,000円に決まりました。一般会計予算は16億2,587万4,000円(昨年の21.8億増)、国民健康保険事業会計など5つの特別会計予算の合計額は、4億5,842万7,000円(昨年の23億増)です。当初予算に計上された重点事項は、①市民の税

負担の軽減 ②住みよい環境づくりの推進 ③市民福祉の充実 ④安全対策の促進 ⑤教育の振興 ⑥産業の振興の6点です。しかし、新しい公共事業は補助の決定をまって補正予算で処理する方針です。ここでは当初予算からみたおもな事業をご紹介します。

総務関係 国鉄駅前の駐車場を整備

【交通安全対策】 国鉄駅前駐車場の整備60万円、区画線・反射鏡・標識の取り付け95万円。交差点改良に55万円など合計294万円。【公害対策】 水質測定器・騒音測定器の機械の購入費24万円など199万円。【その他】 マイクロバス購入費150万円。定時制高校の振興補助30万円。過疎地域のバス運行補助240万円。納税貯蓄組合奨励金376万円。

民生関係 老人医療の無料化に1,820万円

【身体障害者福祉】 重症心身障害者福祉手当150人分として180万円。心身障害児(者)家庭奉仕員の設置28万円。【老人

福祉】 老人家庭奉仕員2人の設置57万円、健康診査に23万円、51の老人クラブへの補助91万円、ねたきり老人の寝具補助12万円、老人医療費の扶助費2,888人分として1,820万円など合計4,572万円。

【児童福祉】 小遊園地の遊具設置40カ所分600万円。1月から支給が始まった児童手当391人分1,290万円。私立保育所4園の委託費5,056万円を含め保育所費8,732万円。母子家庭児童の就学奨励費に60万円。【生活保護】 生活扶助、住宅・教育・医療扶助など生活保護費に5,739万円。【その他】 法人化した社会福祉協議会の補助50万円。

衛生関係

245万円で上水道の計画を作成

【予防衛生】 成人病検診、胃検査などに

90万円。このうち血圧・検尿・血液検査の一般検診は無料化し、子宮ガン検査、胃検診は約半額助成。心臓病治療費補助に40万円を計上、1人につき10万円を補助。母子保健対策費に46万円。このほか、各種の予防接種、結核予防費に622万円を計上。

【環境衛生】 ポーリングによる水源調査費に626万円。上水道の基本計画をつくるため245万円を計上。葬斎場の造園工事と付近の整備に150万円。不燃物収集車の購入費150万円。

ことしも40カ所に遊具をつける



農・林業関係

農免道路の新設と舗装に3,576万円

【農業振興】 特産物振興対策に50万円を計上、里いもの品種選定試験、二期作りちごの害虫防除試験などを行なう。農業祭に40万円。県農業公社への出資金148万円。家畜導入事業補助に32万円。【土地改良】 農道計画の調査費に170万円、航空測量による阪谷地区〔五面へ〕

<人事異動>

4月1日付け。係長級以上()内旧任
【市長部局】 ▷保険衛生課長永見繁雄(大野公民館長) ▷林務課長石塚一男(同課課長補佐) ▷保険衛生課主幹広域圏事務所へ派遣朱雀貞男(同課課長補佐) ▷商工観光課長補佐西田忠(庶務課公害交通係長) ▷土木課課長補佐=技術担当金巻啓一(同課工務第一係長) ▷林務課長補佐松田次男(土木課工務第二係長) ▷庶務課公害交通係長森川昭一(福祉事務所) ▷保険衛生課長補佐加藤弥市(同課係長) ▷保険衛生課環境衛生係長森本利勝(衛生処理場係長)

▷衛生処理場係長本多彰(保険衛生課) ▷土木課工務第二係長石塚信正(同課) ▷税務課主査桜田達夫(同課) ▷都市計画課主査三井文郎(同課) ▷厚生課主査土谷春栄(同課) ▷農務課主査経岩二郎平(同課) 【教育委員会部局】 ▷大野公民館長東野太(商工観光課長補佐) 【議会事務局】 ▷局長中村年松(保険衛生課長) 【監査委員事務局】 ▷係長木下数照(同局) 【消防本部】 ▷消防長永田正元 【庶務課付】 ▷村中清(議会事務局長) ▷野田口春代(同局) 【退職3月31日付】 ▷谷脇均(林務課長) ▷柵専海(下庄公民館) ▷山田多恵子(大野保育所) ▷大久保光雄(消防署)



富田の農免道路は田野井ノ口間を

〔四面から〕

地籍調査に 295 万円。井ノ口・富島間の農免道路の継続事業に 2,706 万円。東中・吉間の農免道路舗装工事に 870 万円。圃場整備事業の補助金 1,482 万円。県が工事する大桜用水の改良負担金 300 万円。市単土地改良事業に 792 万円。【林業振興】おうれんの栽培試験に 30 万円。林業労務者共済事業補助金 99 万円。輸送艇（てい）購入補助金 50 万円。森林組合への出資金 150 万円。【林道】黒谷・河内林道の継続事業、一般林道の改良と補修など合計 3,229 万円を計上。【造林】新植 10 畝など造林事業に 913 万円、作業は森林組合に委託。【構造改善事業】志目木谷林道の開設工事、山菜加工施設の建設補助など 4,110 万円を計上。

商 工 関 係

近代化に 9,900 万円を融資

【商工振興】商工会議所へ委託して行なう中小企業診断に 90 万円。中小企業の近代化促進のため 5,100 万円を金融機関に預託、融資額は 9,900 万円に。また利子補給 238 万円も計上。このほか昨年融資した繊維不況対策・商工業近代化・商店設備近代化の 3 資金は、償還期間を 1 年延長。【観光】城まつりに 110 万円、魚止めの遊歩道工事と観光案内板の設置に 160 万円。

土 木 関 係

道路改良と舗装に 8,968 万円

【道路】道路の維持修繕には、補修工事費と砂利・赤土などの材料費を合わせて

1,475 万円。改良事業には 2,903 万円、本年度で約 2,700 畝を実施する見込み。舗装事業には 6,065 万円、同じく約 1 万 8,000 畝を実施する見込み。県工事の負担金に 500 万円。橋の補修と改良には 310 万円を計上。【河川】河川の修繕と底ざらえに 270 万円。改良工事に 840 万円。河川の管理人をおくため、この賃金 56 万円を計上。【都市計画】都市計画区域を中心に航空写真測量を実施、この費用 600 万円。三番線の改良事業に 2,290 万円。中野・犬山環状線の改良に 300 万円。亀山公園などの整備工事に 587 万円。新堀川下水道計画をつくるため、この調査費 120 万円。ことしから着工する予定の中野排水路の実施設計に 70 万円。このほかの下水道改良としゅんせつに 500 万円。今後の区画整理事業を促進するため 146 万円の調査費を計上。

消 防 関 係

消防車・救急車を更新

消防ポンプ自動車 1 台の購入費 300 万円。このほか小型ポンプ付き積載車 1 台、小型動力ポンプ 2 台、消防ホースなどの購入費 176 万円。また、消防庁より救急

車の配分を受ける予定で、この負担金 68 万円も計上。一方、防火水槽の新設 1 カ所、打込式防火水槽の補修 3 カ所などの工事費 135 万円も予算化し、消防施設を充実。

教 育 関 係

小学校の児童机も計画的に更新

【学校教育】陽明中学校の建設費は、第 2 期工事 7,261 万円をはじめ、特別教室備品と給食備品の購入費 850 万円など合計 8,122 万円を計上。上庄小学校のプール新設工事費 750 万円。小学校の児童机を今年度から 3 年間で更新する計画で、第 1 年次（5・6 年を対象）の購入費 490 万円。小・中学校の校舎修理工事に 700 万円。このほか教材用備品・教育消耗品 1,122 万円を計上、内容も充実。【社会教育】各種の学級や講座の開設費、それに社会教育関係団体の活動援助費に 416 万円を計上。【社会体育】県体などへの選手団派遣旅費 51 万円。市民体育大会などの大会や講習会開催費、体力づくり推進費に 102 万円。市体育協会の補助金 70 万円など、体育団体の育成費も増額。

市 税 は 総 額 の 33.5 億 円

歳 入

歳入予算は景気の動向や前年度の実績、現行制度に基づいて堅実に算定してあります。予算額の順にみますと一番多いのが市税で 5 億 4,459 万円。この内訳は市民税 1 億 6,302 万円。固定資産税 2 億 5,274 万円、たばこ消費税 5,395 万円、電気ガス税 4,038 万円などです。次に地方交付税 5 億 1,700 万円、国庫支出金 1 億 9,615 万円、県支出金 1 億 2,783 万円、市債 3,960 万円などです。

特別会計予算

- ◇国民健康保険事業 3 億 3,738 万円
療養給付のほか、助産・葬祭・育児給付など 3 億 1,481 万円の保険給付が中心です
- ◇簡易水道事業 517 万円
西富田など 3 つの水道の管理費です。
- ◇食肉処理場事業 148 万円
食肉処理場の維持管理費です。
- ◇南部土地区画整理事業 229 万円
一部の残工事などです。

◇北部土地区画整理事業 1 億 1,210 万円
中挾・中野・大橋線、駅東線の街路事業を中心として、工事費、物件移転費に 1 億 3,500 万円が計上されています。

46 年度予算 22 億 927 万円に

3 月議会で、46 年度一般会計予算などが補正され、予算総額は 22 億 927 万 2,000 円になりました。

一般会計補正予算のあらましは……

土地開発基金の積立て 5,000 万円、財政調整基金の積立て 3,600 万円、宝慶寺のアマゴ養殖事業補助 160 万円、養鶏育すう場設置補助 278 万円、陽明中学校の建設費 2,420 万円などです。

45 年度決算認定される

昭和 45 年度大野市歳入歳出決算は、決算特別委員会（委員長笹島真一氏、委員 6 人）で審査されていましたが、3 月議会で認定されました。

この決算のあらましは、46 年 9 月 1 日発行の財政公表でお知らせしてあります。

どうぞご利用を……市の中小企業融資

「大野市中小企業資金融資制度」によって、47年度の融資を次のように行ないます。どうぞご利用ください。

1、融資の種別と方法 表のとおり。

種 別	金 利	償還方法	限 度 額
商工業近代化 (公害防止施設を含む)	年利7.7%	1年据置 2年償還	設備費の $\frac{1}{3}$ 以内で 200万円まで
商店設備近代化	〃	〃	100万円まで
繊維不況対策	〃	〃	200万円まで
共 同 事 業	〃	融資年度内 一時償還	200万円まで
運 転 資 金	〃	〃	50万円まで

融資をした年に限り金利の $\frac{1}{3}$ 以内の利子補給をします。

- 2、申込受付 4月1日から。
- 3、申込先 繊維関係は織物組合へ、ほかの業種は商工会議所へ。
- 4、融資を受けられる人

市内に事業場をもち1年以上営業している市税完納者。そのほか詳しい条件は市役所商工観光課か「申込先」までお問い合わせください。

タバコの投げ捨てが 山火事になります

4・5月は空気が乾き、ちよつとの凶断から大火事になる恐れがあります。

○…山菜取りなどで山へはいるときは、山の管理者や区長の許可を得ましょう。

また山では、たき火やタバコの投げ捨ては絶対にやめてください。

○…行楽期や農繁期のために家は留守がちになりますので、火の元の点検、子供の火遊び防止に注意しましょう。

○…農家では耕耘機などのガソリンや軽油を多く貯蔵することがありますが、危険でもあり、消防法違反にもなります。正しい貯蔵と取扱いをしてください。

農 業 者 年 金 に加入されましたか まだの方は早く手続きを

農業者年金は高率の国庫負担があり、しかも国民年金に合わせるので非常に有利な制度です。50歳以上の農地・採草放

牧地をもち国民年金に加入している55歳未満(46年1月1日現在)の農業経営主は、当然加入者といつていつでも加入しなければならぬことに義務づけられています。

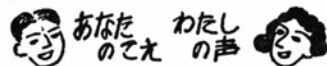
未加入の方は、早く手続きをしてください。申込み先は農協です。

保険料は20年以上納めるのが原則ですが、制度発足時(46年1月1日)に36歳をこえる人は、5年から19年をもって最低資格期間とする特例があります。

特例のつく人でも加入届けが遅れますと60歳までに最低資格期間に達せず、65歳から農業者老齢年金がもらえません。

米生産調整の協力費(特別交付金)は

「個人の割当て面積をこえたとき」に3月号では、調整面積が「市平均をこえる場合」に支給される、とお知らせしましたが、その後、「個人の割当て面積をこえる場合」に支給されることになりました。



〈お尋ね〉 鶏ふんを乾燥するとき、悪臭が発生しますが、人体に害はないでしょうか。もしあるのならその予防法を教えてください。—— 一市民

〈お答え〉 悪臭を公害として規制した法の趣旨は、「悪臭被害は人に感情的・心理的な影響を及ぼすもの」としてとらえ、生活環境を保全する目的で規制したものです。

お尋ねの悪臭による直接的な健康に対する被害は、まだ立証されていないようです。—— 一庶務課

春に多い列車妨害

線路付近で遊ばせないように

列車妨害事故は3月から5月までに多く、その原因は、小さい子供のいたずらや不注意によるものがほとんどです。

▷線路通行 ▷線路上の置石 ▷投石 ▷警報機無視の直前横断など——は、本人の危険だけでなく、列車の脱線、乗客の死傷を招くこととなります。

線路付近では子供を遊ばせないようにおとなが注意してください。

枯草焼きや耕耘機の横断には

枯草焼きをするとき、鉄道線路に及ぶ場合は、大野駅か保線係員に連絡してから始めるようにしてください。

また、耕耘機での踏切事故を防ぐために、①見通しの悪いまた急傾斜の踏切では補助員をつけ安全を確認める。②発煙筒か赤色の旗を備えておく一ことを守ってください。ましてや線路にワラや板を敷いて渡ることは絶対にやめてください

ちよ、幸福を末長くかみしめ給え。

(M生)

は、うれしさとともに手離す一脈の寂しさに感無量なものがあろう。また戦後の混乱と疲弊の中で一生懸命にわが子のために働いた往時を振り返るとき、感懐もひとしお新たなことであろうとお察しする。▼一方、新婦を迎える息子の親の立場にたつてみると、これまたいうにいわれぬ喜びのわきたつことはいうまでもない。人間は昔から俗に結婚して初めて一人前と人はいう。しかも今日の民法は確実にそれを法的にも位置づけて保証している。新家庭の建設はこのように祝福されは認されている。▼親族はいうに及ばず友人知人に祝福されて新しい人生の門出を羽ばたいたカップルは、限りなく大空の果ての果てまで天かけ、幾久しくりっぱな人生を共に終える責任がある。しかし今日の世相はすべて必ずしもそうではない。結婚と離婚の比率も最近せばまってきている。原因は双方に多々あるから、要するに責任と義務の意識をしっかりと掌握しているかどうかにかかわる問題である。▼「結婚とは両性が足らざるを相補ない二人によってひとつの大きな人格を形成するもの」でもあり、広い意味での生涯教育につながるものである。「結婚は両性がジーンと見つけ合うだけでなく、お互いが認め合い、前向きに進むことである」とも言う。若きカップルたち

嫁ぐ日や雪嶺澄みて草萌えて、今春はことのほか婚禮のおめでたが続き、若いカップルが次ぎ次ぎと誕生し

風見鶏



決まりを守って

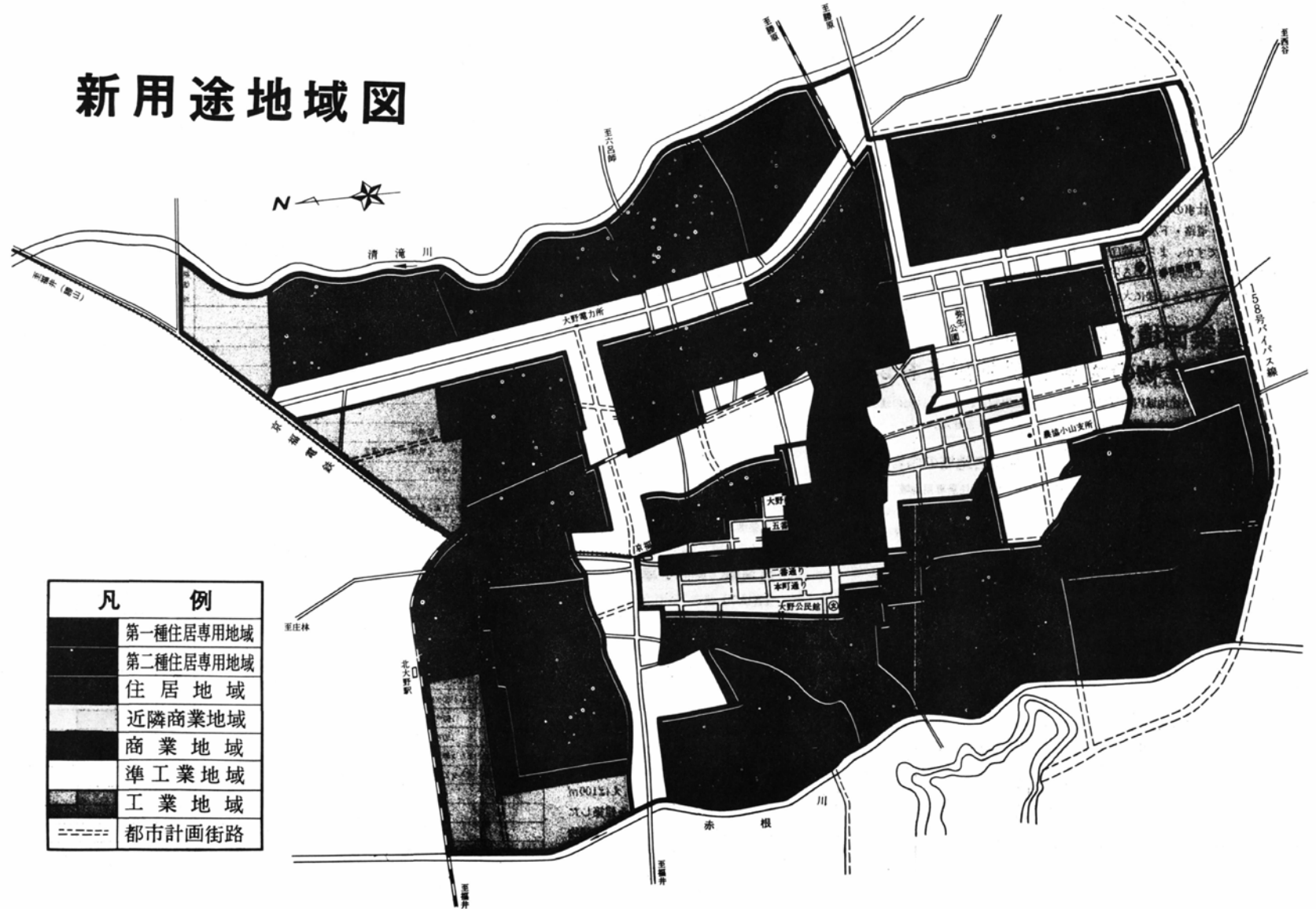
発行
昭和47年大野市天神町1番1号
大野市役所
電話(代) 6-1111
郵便番号 912
印刷 松浦印刷所



大野市告示第10号
都市計画用途地域の
決定について
昭和47年3月15日付
同日から適用

住みよいまちに

新用途地域図



凡 例	
	第一種住居専用地域
	第二種住居専用地域
	住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	都市計画街路

新しい用途地域決まる

建物の建築は事前に確認申請を

都市計画法・建築基準法の一部改正に伴う新しい用途地域が、3月15日決定し同日から適用されています。したがってこの日からは、新用途地域の種別ごとに建物の建築を主とした制限を受けることとなります。そこで、新用途地域図、制限の

内容などをまとめてご紹介するため、この特集号を発行することになりました。市民のみならずのご協力をお願いします。

特に建物を建築するときは、本紙をご覧になって、工事にかかる前に建築確認申請書をまず市役所都市計画課へ出してください。

〈大野市告示第10号〉

都市計画用途地域の決定について

大野都市計画用途地域を次のとおり決定したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により関係図書を公衆の縦覧に供します。

昭和47年3月15日

大野市長 寺島利鏡

- 都市計画の種類 用途地域
- 都市計画を定める土地の区域

方位	境	界	線	備	考
東	清	滝	川	各	交
西	赤	根	川	津	川
南	158	号	バイ	パス	予
北	京	福	輪	お	よ

- 図書の縦覧場所
大野市役所都市計画課

都市計画とは、①都市の健全な発展と秩序ある整備をはかるための土地利用、②都市施設の整備 ③市街地開発事業に関する計画で、法に定められたものをいうと都市計画法の中にうたわれています。その基本とするところは、住民が健康で文化的な生活ができるようにすること、生産や交通など都市活動の働きをよくすることで、そのために適正な制限をして土地の合理的な利用をはかる、としています。

都市計画の仕事の中で、土地区画整理事業や公園・道路・下水路の整備事業は身近な事業ですが、まちの秩序正しい発展を目的として地域を決める用途地域の都市計画も、前者と同様に大切な仕事で

めるようなものです。使いやすく住みよくするためには、台所をどこに、客間は、居間は、寝室は、とその配置を工夫します。

このように住居地域など7つの地域を配置したのが用途地域であるわけです。

○…**建築物を建てる最低限の規制**

人口や産業が集中し、さまざまな活動が行なわれる都市では、放っておくと、いろいろな用途や形の建物が無秩序に乱立します。その結果、騒音、悪臭、日照妨害などによって生活環境が悪化するばかりでなく、生産・交通・レクリエーションなどの都市機能が混乱し、住みにくく不便なまちになってしまいます。

そこで、このようなことを防ぐために建築物を建てる場合に、お互いが守るべき最低限のルールを決めたものが用途地域の都市計画です。

わかりやすく言えば、家の間取りを決

めるようなものです。使いやすく住みよくするためには、台所をどこに、客間は、居間は、寝室は、とその配置を工夫します。

このように住居地域など7つの地域を配置したのが用途地域であるわけです。

○…**住居地域**

住居地域は、主として住居の環境を保護するための地域です。

○…**近隣商業地域**

近隣商業地域は、周辺の住民に対して日用品を供給する商業などの利便を増すための地域です。

○…**商業地域**

商業地域は、銀行・事務所・百貨店・専門店・問屋・映画館・料理店などの各種の商業業務施設が集まる都心などの商業業務の利便を増すための地域です。

○…**準工業地域**

準工業地域は、主として環境の悪化をもたらずおそれのない工業の利便を増すための地域です。

○…**工業地域**

工業地域は、主として工業の利便を増すための地域です。

容積率、建ぺい率とは

【容積率】建物の各階の床面積の合計(延べ坪)の敷地面積に対する割合で、普通%であらわします。たとえば、平屋で敷地いっぱい建てるのと、敷地の半分を使って2階建てを建てるのとでは、容積率は同じ100%です。

【建ぺい率】建物の建築面積(建て坪)の敷地面積に対する割合で、これも普通%であらわします。これは、建物が敷地をおおう(覆う)割合で、たとえば100㎡の敷地に建て坪が60㎡の平屋を建築した場合と、建て坪は同じで二階以上の建物を建てた場合とは階数に関係なく建ぺい率は同じ60%です。

建築確認申請書が必要な建物

次のような建物を建築するときは、建築確認申請書を市役所を通じて大野土木事務所へ提出しなければなりません。用紙は大野土木事務所にあります。

- 1、学校・病院・診療所・劇場・映画館公会堂・集会場・百貨店・マーケット
- 公衆浴場・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎および100㎡以上の自動

- 車庫。
- 2、木造の建物で3階以上のもの、または延べ面積が500㎡をこえるもの。
- 3、木造以外の建物で2階以上のもの、または延べ面積が200㎡をこえるもの。(増築後において1～3までの規模となる場合を含む。)
- 4、1～3の建物の大規模な修繕や模様替えをしようとする場合。
- 5、都市計画区域内において10㎡以上の建物の新築、増築、改築、移転をしよ

うとする場合。ただし準防火地域内は10㎡未満であっても届出が必要です。

■…**都市計画区域の範囲(概略)**

方位	境 界 線	摘 要
東	真 名 川	各線内の区域
西	日詰川～鍛掛～赤根川	
南	下舌～西里～下厩～吉	
北	赤根川～真名川	

■…**建築確認申請書以外に必要な書類**

提出の要領は確認申請書と同じで用紙は市役所にあります。

- 1、土地区画整理法第76条による許可申請書
- 土地区画整理事業施行区域内において建物を建築しようとする場合。
- 2、都市計画法第53条による許可申請書
- 計画決定を受けた街路および下水道(都市計画施設の区域内)等の用地内に建物を建築しようとする場合。

■…**建築確認申請手数料は**

確認申請1件について次の区分による手数料を納めてください。納めるのは現金でなく該当する金額の福井県証紙を申請書(正本)にはることにしています。

延 べ 面 積	金 額
30㎡未満	500円
30㎡以上 100㎡未満	1,000
100 " 500㎡ "	3,000
500 " 2,000㎡ "	7,000
2,000 " 10,000㎡ "	30,000
10,000 " 50,000㎡ "	50,000
50,000㎡以上	100,000

■…**準防火地域について**

準防火地域は当分の間、これまでの商業地域(新用途地域の商業地域と近隣商業地域のほとんど)の区域とします。この地域に建築する建物で、延焼のおそれのある部分が、隣地境界線および道路中心線から、1階では3m、2階では5m以下の場合、外壁を防火構造以上に、また開口部(窓・出入口)は、乙種防火戸以上の構造にしてください。

建築面積や延べ面積など建物の大きさが制限されます

下の表は、新用途地域内の種別地域の面積と種別地域における建物の形態制限を表わしたものです。このうち形態制限の各割合は、建物の敷地と延べ面積、建築面積を関係づけて、その最高限度を規制したものです。

たとえば、第一種住居専用地域で100㎡の敷地を確保して住宅を建てる場合には、建ぺい率が50%ですから建築面積(建て坪)は最高50㎡に規制され、また容積率は80%ですから、延べ面積は最高80

㎡に規制され、それ以上の建物を建てることはできません。

種別各地域の内容

○…**第一種住居専用地域**

第一種住居専用地域は、低層住宅地としての良好な環境を保護するための地域です。

○…**第二種住居専用地域**

第二種住居専用地域は、中高層住宅も建つような住宅地としての良好な環境を

表1 新用途地域の面積および形態制限

区 分	種 別	面 積	形 態 制 限		摘 要
			建 ぺ い 率	容 積 率	
住宅地	第1種住居専用地域	約 91.2ha	50%	80%	高さの限度は10m
	第2種住居専用地域	〃 148.8	60	200	中高層住宅を含む地域
商業地	住 居 地 域	〃 147.3	60	200	住宅環境を保護する地域
	近 隣 商 業 地 域	〃 29.4	80	300	12m未満の道路に面する敷地には道路幅員による制限がある
工業地	商 業 地 域	〃 29.0	80	400	
	準 工 業 地 域	〃 126.8	60	200	
	工 業 地 域	〃 71.5	60	200	
計		約644.0ha			

例	示	用途地域内の建物の用途制限						
		第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居	近隣商業	商 業	準工業	工 業
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿								
兼用住宅のうち店舗、事務所などの部分が一定規模以下のもの								
上記以外の兼用住宅								
幼稚園、小学校、中学校、高等学校								
図書館、博物館								
神社、寺院、教会								
養老院、託児所、公衆浴場、診療所								
出張所、公衆電話所、一定規模以下の郵便局								
大学、高等専門学校、各種学校								
病院								
物品販売業を営む店舗(百貨店を含む)、飲食店								
上記以外の店舗、事務所								
ホテル、モーター、旅館								
ホーリング場、スケート場、水泳場								
まじゅん屋、ばらんこ屋、射的場								
劇場、映画館、演習場、競馬場								
待合、料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、トルコ風呂								
営業用倉庫、保管庫の合計が50㎡をこえる車庫(一定規模以下の附属車庫などを除く)								
自動車検査所、保管庫の合計が15㎡をこえる番台								
パン屋、米屋、製菓業、菓子屋などの食品製造工場で一定規模以下のもの								
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれがあるもの								
・ ・ ・ 150㎡以下の工場で ・ ・ ・ 少ないもの								
・ ・ ・ 150㎡をこえる工場または ・ ・ ・ やや多いもの								
危険性が大きいおそれある工場を悪化させるおそれがある工場								
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設								
・ ・ ・ ・ ・ 少ない施設								
・ ・ ・ ・ ・ やや多い施設								
・ ・ ・ ・ ・ 多い施設								
卸売市場、と畜場、大群場、汚物処理場、ごみ焼却場								

□ 建てられる用途 ■ 建てられない用途